

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の  
一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、令和 5 年 4 月 1 日から地方公共団体も、個人情報の保護に関する法律の適用対象となることに伴い、愛知県個人情報保護条例に基づく規則を廃止し、同法の施行のために必要な事項を定める規則を国の取扱いに準じて制定するに当たり、共通する開示の手続について整合を図る必要があるからである。

# 愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部改正の概要

## 1 改正の概要

愛知県情報公開条例に基づく行政文書の開示の手続のうち、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示と共通する内容について、これと同様の取扱いとする。

## 2 改正の理由

令和5年4月1日から地方公共団体も、個人情報の保護に関する法律の適用対象となることに伴い、愛知県個人情報保護条例に基づく規則を廃止し、同法の施行のために必要な事項を定める規則を国の取扱いに準じて制定するに当たり、共通する開示の手続について整合を図るため。

## 3 改正の内容

- (1) 行政文書開示決定通知書について、開示決定に対する審査請求及び取消訴訟に関する教示文を付する（様式第2関係）。
- (2) 決定期間特例通知書（開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求から45日以内に相当の部分について開示決定等を行い、残りの部分については相当の期間内に開示決定等をする旨を通知する様式）について、開示請求から45日以内に開示決定等を行う部分の記載を廃止する（様式第6関係）。
- (3) 開示請求に係る行政文書に記録されている第三者が提出する意見書について、開示に反対する場合には、その理由のほか、開示に反対する部分を記載すべきこととする（様式第8別紙関係）。
- (4) 電磁的記録の開示の実施の方法について、「録音テープ又は録音ディスク」、「録画テープ又は録画ディスク」及び「フロッピーディスク又は光磁気ディスク」等による方法を廃止する（第10条関係）。

## 4 施行期日

令和5年4月1日

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成十二年愛知県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であつて、教育委員会がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次項において同じ。）により行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
- 二 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

第十条第二項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であつて、教育委員会がその保有するプログラムにより行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
- 二 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

決定期間特例通知書

第 年 月 日  
号 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、愛知県情報公開条例第13条の規定により、開示決定等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	
愛知県情報公開条例第13条(開示決定等の期限の特例)の規定を適用する理由	
残りの行政文書について開示決定等をする期限	( 年 月 日までに可能な部分については開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限内に開示決定等を行う予定です。) 年 月 日
担当課等	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二中

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

を

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができません。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができません。(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

に改める。

様式第八別紙中

	開示に反対する場合の反対の理由
--	-----------------

を

<p>開示に反対する場合の意見</p>	<p>(1) 開示に反対する部分</p> <p>(2) 開示に反対する具体的理由</p>
---------------------	--

に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(条例第十六条第二項の実施機関の規則で定める方法)

第十条 条例第十六条第二項の閲覧に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法は、次に掲げる方法であつて、教育委員会がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができように組み合わせられたものをいう。次項において同じ。)により行うことができるものとする。ただし、この項本文に定める方法により難いときは、教育委員会が適当と認める方法とする。

- 一 当該電磁的記録を用紙に出力したものの又はその写しの閲覧
- 二 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

2 条例第十六条第二項の写しの交付に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法は、次に掲げる方法であつて、教育委員会がその保有するプ

旧

(条例第十六条第二項の実施機関の規則で定める方法)

第十条 条例第十六条第二項の閲覧に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、教育委員会が適当と認める方法とする。

- 一 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
  - 二 録画テープ又は録画ディスク 当該録画テープ又は録画ディスクを専用機器により再生したものの視聴
  - 三 前二号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、教育委員会がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができように組み合わせられたものをいう。次項第三号において同じ。)により行うことができるもの
  - イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの又はその写しの閲覧
  - ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- 2 条例第十六条第二項の写しの交付に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に

プログラムにより行うことができるものとする。ただし、この項本文に定める方法により難いときは、教育委員会が適当と認める方法とする。

一 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付

二 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、教育委員会が適当と認める方法とする。

一 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを

録音カセットテープに複写したものの交付

二 録画テープ又は録画ディスク 当該録画テープ又は録画ディスクを

ビデオカセットテープに複写したものの交付

三 前二号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法で

あつて、教育委員会がその保有するプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付

ロ 当該電磁的記録をフロッピーディスク、光磁気ディスク又は光

ディスクに複写したものの交付

行政文書開示決定通知書

第 年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 午後
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円	
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手	円分
担当課等	電話	内線	

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 注2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 注3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
- 注2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。
- 注3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

行政文書開示決定通知書

第 年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 午後
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円	
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手	円分
担当課等	電話	内線	

- 注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
- 注2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。
- 注3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

決定期間特例通知書

第 年 月 日 号

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、愛知県情報公開条例第13条の規定により、開示決定等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書	行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
愛知県情報公開条例第13条(開示決定等の期限の特例)の規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間
残りの行政文書について開示決定等をする期間	開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をする期間及びその部分
担当課等	残りの行政文書について開示決定等をする期限
電話	年 月 日 年 月 日 年 月 日
内線	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

決定期間特例通知書

第 年 月 日 号

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、愛知県情報公開条例第13条の規定により、開示決定等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書	行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
愛知県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	愛知県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間
開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をする期間及びその部分	開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をする期間及びその部分
担当課等	残りの行政文書について開示決定等をする期限
電話	年 月 日 年 月 日 年 月 日
内線	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

意見書 愛知県教育委員会 殿		年 月 日
氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 住所(居所)又は事務所(事業所)の所在地 電話番号		
開示請求に係る行政文書の名称	開示についての意見 (該当する番号を○で囲んでください。)	
	1 開示しても差し支えない 2 開示に反対する	
	(1) 開示に反対する部分	
	(2) 開示に反対する具体的理由	
	開示に反対する場合の意見	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

意見書 愛知県教育委員会 殿		年 月 日
氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 住所(居所)又は事務所(事業所)の所在地 電話番号		
開示請求に係る行政文書の名称	開示についての意見 (該当する番号を○で囲んでください。)	
	1 開示しても差し支えない 2 開示に反対する	
	開示に反対する場合の反対の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。